

# しずおか 木使い推進プラン

(第7期:令和7~10年度)



令和8年3月  
静岡県

# 目次

## 第1章 県産材利用の基本的事項

1	プラン策定の背景・趣旨	3
2	プランの位置付け	3
3	期間	4
4	対象	4
5	県産材利用の意義	5
6	県産材利用の基本方針	6
(1)	公共部門	6
(2)	民間部門	6

## 第2章 公共部門

1	県産材利用の目標	7
2	公共施設整備における県産材の利用	7
(1)	公共建築物における利用	7
(2)	物品調達・工作物等における利用	8
3	公共土木工事における県産材の利用	9
4	市町における利用促進	10

## 第3章 民間部門（住宅・非住宅建築物等）

1	住宅における利用促進	11
2	非住宅建築物における利用促進	11
3	その他における利用促進	12

## 第4章 県産材の安定的な供給の確保

1	県産材（丸太）	13
2	県産材（製品）	13

## 第5章 推進体制・進行管理

1	推進体制	14
2	進行管理	14

資料編		15
-----	--	----

## 第1章 県産材利用の基本的事項

### 1 プランの策定の背景・趣旨

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、平成22年に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「木促法」という。）は、令和3年に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「都市（まち）の木造化推進法」という。）に改正され、法の対象がこれまでの公共建築物から、民間建築物を含めた建築物一般に拡大されました。

こうした国の動きに伴い、新たな工法・木質部材の開発や低コスト化に向けた技術開発が進むとともに、建築基準法の改正による建築基準の合理化等が図られ、都市部を中心に中高層建築物や商業施設等の木造・木質化が広がり始めています。

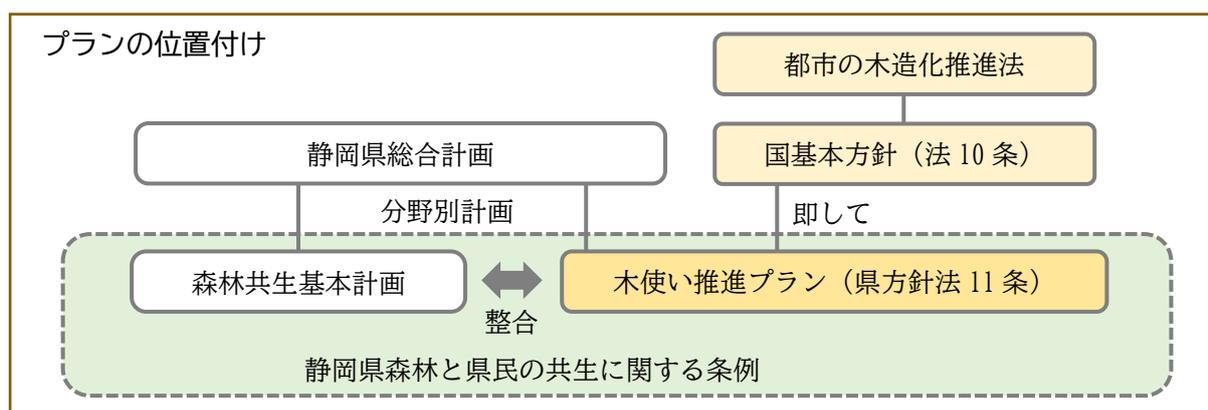
本県では、公共部門において県産材利用の推進を図るため、平成13年度に部局横断組織の木材需要拡大庁内会議を設置しました。この庁内会議では、木促法の施行に先駆け、第1期のプランとなる「公共部門での木材利用推進に関する基本方針」を平成14年度に策定し、以後、第6期の「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」まで、全庁をあげて公共施設整備や公共土木工事における県産材利用に取り組んできました。

本県の豊かな森林資源を活用し、森林との共生をさらに進めるためには、県だけでなく市町や企業、県民等が県産材を積極的に利用することが重要です。

本プランは、公共事業等における県産材利用を推進するとともに、民間建築物等における県産材利用を促進するため、都市の木造化推進法に基づき、本県における県産材利用の促進に関する方針として策定するものです。

### 2 プランの位置付け

本プランは、都市の木造化推進法第11条第1項の都道府県方針に位置付けられます（資料1参照）。また、本プランは、平成17年12月に制定された「静岡県森林と県民の共生に関する条例」（静岡県条例第91号）に基づくとともに、静岡県総合計画と一体的に施策を推進する分野別計画に位置付けられ、同じく分野別計画の一つ、森林共生基本計画との整合を図っています。



### 3 期間

本プランの実施期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

### 4 対象

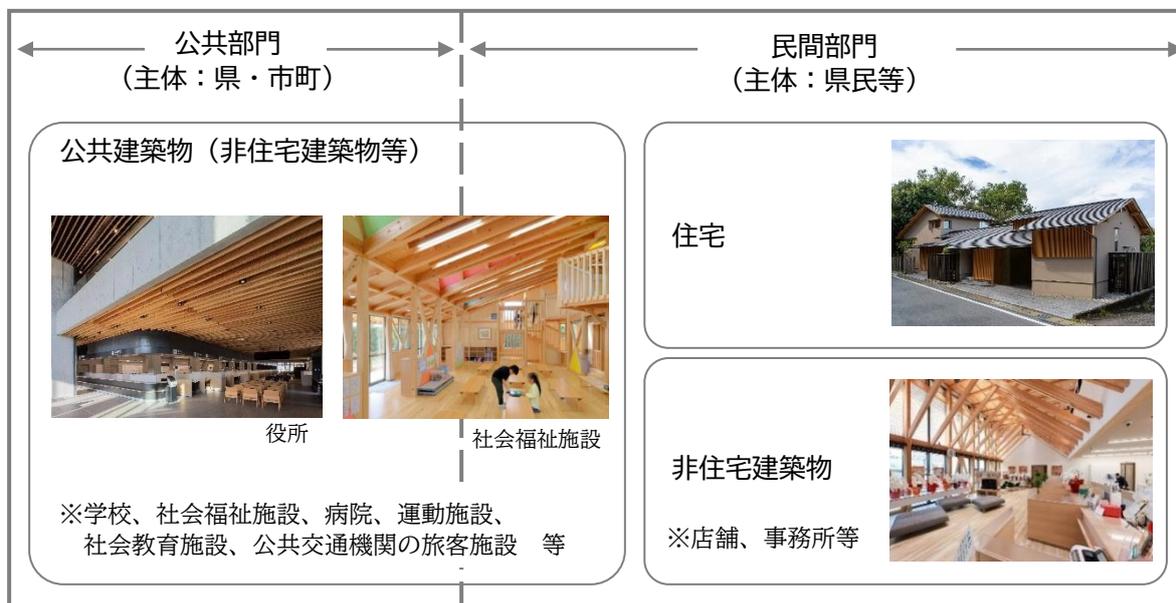
本プランにおいて、「県産材」とは、本県の森林から伐採された丸太や、その丸太を原材料に製材・加工された製品のことを示します。

また、本プランにおいて、県産材の利用を推進する主体は、県、市町並びに企業をはじめとした県民（以下「県民等」という。）とし、利用を推進する対象は、建築物、工作物、土木工事、備品・物品等とします。

県産材の利用を推進する主体と対象

区分	公共部門	民間部門
主体	県・市町	県民等
対象	1 公共施設整備 ・公共建築物 ・工作物、備品・物品等 2 公共土木工事	1 建築物 ・住宅 ・非住宅建築物 2 その他（備品・物品等）

#### 【参考】建築物における対象のイメージ



(注) 「公共建築物」は、都市の木造化推進法第2条第2項に規定されており、国や地方公共団体が整備する建築物のほか、民間団体等が整備する公共性の高い保育園などの非住宅建築物が含まれています。

写真出典：第5回ふじのくに木使い建築施設表彰受賞施設、第28回静岡県住まいの文化賞受賞作品

5 県産材利用の意義

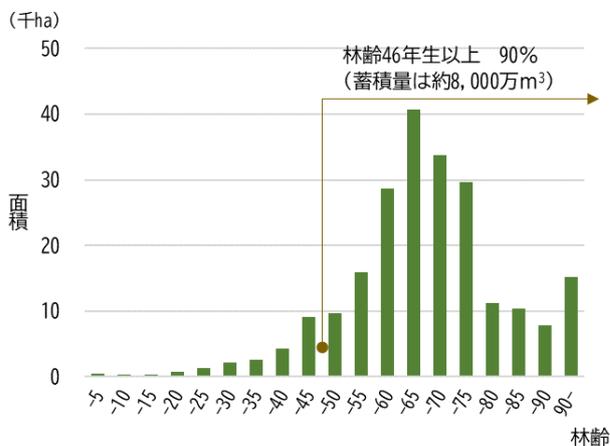
森林は、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び地域経済に大きく貢献しており、森林を守り、育て、活かすことで、この機能を持続的に発揮させることが大切です。

本県のスギ・ヒノキ人工林は、その約9割が木材資源として利用可能な林齢である45年を超えており、この充実した森林資源の循環利用が重要です。

このような現状において、県産材の需要を拡大し、利用を一層促進することは、森林の適正な整備・保全につながるるとともに、林業・木材産業の持続性を高め、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化に資するものです。

また、木材は、建築物に利用することで炭素を長期間にわたり貯蔵できるほか、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、脱炭素社会の実現や循環型社会の形成に寄与します。

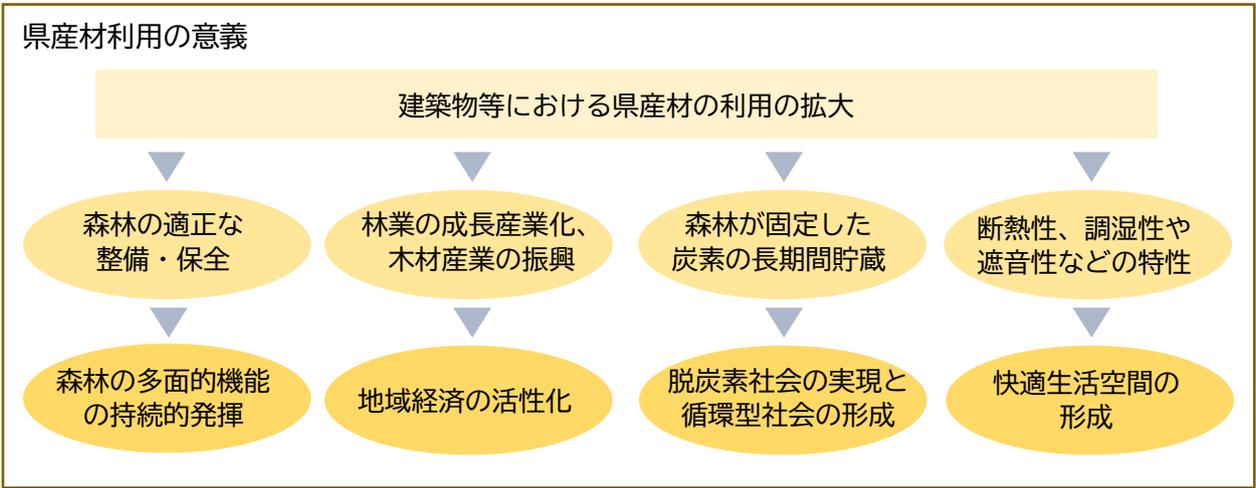
加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れる等の性質を有しているほか、心地よさや集中力向上などの心理面、身体面等における効果が科学的にも証明されており、建築物等に利用することで快適な生活空間の形成に寄与するなど、県民幸福度の向上につながります。



私有林スギ・ヒノキ人工林林齢別面積 ※5条森林。令和7年3月末時点



森林資源の循環利用のイメージ ※出典：森林・林業白書（林野庁）



## 6 県産材利用の基本方針

県産材利用の意義や都市の木造化推進法第3条の木材利用の促進に係る基本理念を踏まえ、県自らが率先して県産材利用に取り組むとともに、市町や県民等に働きかけ、県産材の利用を促進する必要があります。

### (1) 公共部門

- ・都市の木造化推進法第5条に規定する県の責務を踏まえ、公共施設の整備や公共土木工事において、率先して県産材を利用します。
- ・公共建築物等の整備に当たっては、「公共建築物等の木造・木質化に関する基準」（資料2参照）に基づき、構造の木造化を推進します。あわせて、内装等において、木材の使用が可能な部分については、積極的に木質化を図ります。
- ・市町が行う公共施設整備や公共土木工事において、県産材利用を促します。
- ・木材の利用に当たっては、合法性が確保された県産材※（資料3参照）を利用するとともに、持続可能な森林経営により生産される県産森林認証材の利用に努めます。

### (2) 民間部門

- ・県民等に、木材の良さや県産材を使う意義を伝えることで、県産材利用の意識醸成を図ります。
- ・住宅においては、内装等の木質化を含め、県産材の利用を促します。
- ・非住宅建築物においては、木造化に取り組みやすい低層建築物での県産材の利用や、内装等の木質化を促進します。
- ・木材の利用に当たっては、合法性が確保された県産材や県産森林認証材の利用を促進します。

#### 【参考】森林認証制度

森林破壊の原因となる違法伐採等を防ぐため、環境と経済を両立させた森林管理を第三者機関が評価・認証する制度。認証には、森林管理を対象としたFM（森林管理）認証と、山林から製材、加工、建築設計及び工事までの流通加工を対象としたC o C（流通・加工）認証の2種類があります。

#### 国内における主な森林認証機関

名称	概要
F S C®: 森林管理協議会 Forest Stewardship Council	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任ある森林管理と林産物の利用を普及するために1994年に設立された国際的な非営利組織</li> </ul> 
S G E C: 「緑の循環」認証会議 Sustainable Green Ecosystem Council	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の林業団体、環境NGO等により、平成15年に発足した日本独自の認証組織</li> <li>・P E F Cと相互承認した国際規格</li> </ul> 

(注) ラベルの使用について、F S Cジャパン、S G E C/P E F Cジャパンの承認を受けています。

※ 法令に適合して県内で伐採された樹木を材料とする木材や製品等のこと。

## 第2章 公共部門

## 1 県産材利用の目標

民間への波及効果が期待できる、展示効果の高い公共建築物等や公共土木工事における製品利用等に特化して目標を設定することとします。

このため、第6期のプランでは目標値に含めていた燃料としての木質バイオマス利用等については、本プランでは目標値から除外した上で、これまでの実績を参考に、4年間の累積の目標を下表のとおり定め、県産材の利用を推進します。

公共部門における県産材利用の目標値 (単位：m<sup>3</sup>)

区 分	第6期実績見込み (R4～7)	第7期目標 (R7～10)
公共施設整備	30,848	8,800
公共建築物等	8,811	8,800
木質バイオマス利用	22,037	-
公共土木工事	66,349	21,400
製品利用等	21,176	21,400
根株利用等	45,173	-
合計	97,197	30,200

(注) 数値はそれぞれ4年間の累積値です。  
木質バイオマス利用等については、引き続き利用に努めていきます。

## 2 公共施設整備における県産材の利用

公共施設整備における県産材の利用にあたっては、建築材料としての県産材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料としての県産材の利用も併せてその推進を図ります。

## (1) 公共建築物における利用

県が整備する建築物は、「公共建築物等の木造・木質化に関する基準」に基づき、次のとおり構造の木造化・内装等の木質化に取り組みます。

- ・建築基準法その他の法令により耐火性能が求められない低層の公共建築物等において、原則、木造化を図ることとします。また、耐火性能が求められる公共建築物においても、木質耐火部材等の活用による木造化を検討します。
- ・木造化が困難な公共建築物においては、木造と非木造(鉄骨造、鉄筋コンクリート造等)の混構造の積極的な採用に向けて検討します。
- ・木造、非木造に限らず、新設及び既存施設の内装等において、建築基準法に照らして県産材の利用が可能な部分は、積極的に木質化を図ります。



公営住宅（県営住宅駒越団地）



児童福祉施設（磐田学園機能訓練棟）



教育施設（清水西高等学校特別教室棟）



警察施設（静岡南警察署大里西交番）

## (2) 物品調達・工作物等における利用

公共施設において使用される机、椅子、書棚等の備品や、事務用品等の消耗品、ノベルティの調達に当たっては、環境物品等に位置付けられる、原材料に県産材が使用されたものを積極的に採用します。

また、公共施設に設置される案内標識や転落防止柵などの工作物について、周囲との調和や木材の強度に留意しつつ、県産材を積極的に利用します。

### 【参考】環境物品等の購入

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。通称「グリーン購入法」）では、木材を環境物品等に位置付けています。
- ・県は「静岡県環境物品調達に関する基本方針」を策定し、環境物品等の調達に取り組んでいます。



県民のこえ意見箱



県庁東館2階県民サービスセンター机・椅子



グランシップ標識



県立森林公園木橋

### 3 公共土木工事における県産材の利用

木材の利用に当たっては、共通仕様書に基づき、原則、県産材を利用します。

木材の利用が可能な工種や、合板型枠を含む仮設及び保安資材等において県産材の利用に取り組みます。また、公共土木工事で発生した県産材について、可能な限り土木資材等として活用します。

さらに、木材使用事例の調査・普及を進めるとともに、県産材を積極的に利用する工種を定め、歩掛、定規図、単価等の整備を進めます。

#### 木材の利用が可能な主な工種

区分	工種等
共通	柵工、型枠工、標識工、仮設工、その他（工事看板）
道路工事 （農林道施設含む）	法面保護工、土留工、擁壁工、落石防護工、路面・路盤工、防護柵工、その他（遮音壁、視線誘導標）
河川・海岸・砂防工事	護岸工、水制工・根固工、防風工、静砂工・覆砂工、階段工、植栽工
港湾工事	防護柵工
公園・緑地工事	防護柵工、木橋工、階段・歩道工、植栽工
農業土木工事	防護柵工、地盤改良工、標識工
治山工事	治山ダム工、護岸工、水制工・根固工、流路工、土留工、水路工、落石防護工、法面保護工、筋工、階段・歩道工
造成工事	地盤改良工

（注） 工種の詳細な内容は、令和3年版森林土木製構造物施工マニュアル（（一社）日本治山治水協会・日本林道協会発行）を参照



護岸工（浜松市天竜区）



防風工（磐田市）



治山ダム工（松崎町）



仮設防護柵工（浜松市浜名区）

**【参考】共通仕様書**

土木工事、農林土木工事それぞれの共通仕様書において、木材の使用に当たっては原則、県産材を利用することが定められています（土木工事共通仕様書 1-1-46、農林土木工事共通仕様書 1-1-55 を参照）。

#### 4 市町における利用促進

都市の木造化推進法第5条では、地方公共団体の責務が規定されており、市町もまた公共建築物の整備等において、木材の利用に努めることとされています。

県内の全ての市町では、同法第12条に規定される、地域材利用に係る市町方針が作成されていますが、社会情勢の変化等を踏まえた見直しを働きかけます。

また、農林事務所単位で設置する地域連絡会において、市町との連携を強化するとともに、市町が行う公共施設整備や公共土木工事における県産材の利用を働きかけます。

さらに、市町職員を対象に研修会や相談対応等を実施し、市町の公共建築物の木造・木質化を支援します。

**【参考】地域連絡会**

公共施設整備や公共土木工事等において県産材の円滑な利用を図り、地域資源の活用及び地域経済の振興につなげることを目的に、農林事務所、土木事務所等の県出先機関、市町等で構成される組織（農林事務所単位で7か所に設置）

## 第3章 民間部門（住宅・非住宅建築物等）

木材の主要な需要先である住宅の着工戸数は、人口減少等により緩やかな減少傾向にあります。しかし、住宅の建築用木材における県産材の利用割合は3割程度に留まり、外国産材等から県産材へと転換する余地があることから、県産材のシェア拡大を図る取組が必要です。

また、これまで非木造で建築されていたオフィスビルや商業施設などの非住宅建築物において、都市部を中心に木造・木質化が進んでいます。本県においても、環境に対する関心の高い企業の店舗や、木材の癒し効果などに着目した社会福祉施設等で、県産材の利用の取組が広がり始めており、この動きをさらに拡大させていく必要があります。

### 1 住宅における利用促進

- ・住宅の新築等において、JAS製品やしずおか優良木材などの品質の確かな県産材や県産森林認証材の利用を支援します。
- ・県民や県内の住宅建築を担う工務店などに対し、県産材利用の意義や効果等を伝え、県産材の利用を働きかけます。
- ・関係団体等と連携して、県産材利用の普及・啓発に取り組みます。



第29回静岡県住まいの文化賞 優秀賞・しずおか優良木材賞受賞住宅（静岡市清水区）

### 2 非住宅建築物における利用促進

- ・非住宅建築物の木造・木質化において、JAS製品などの品質の確かな県産材や県産森林認証材の利用を支援します。
- ・企業や民間団体（以下「企業等」という。）などに対し、木材の良さや脱炭素社会実現への貢献などの県産材を使う意義を伝えることで、県産材利用の意識醸成を図るとともに、補助制度の活用などを通じて県産材利用を働きかけます。
- ・非住宅建築物における木造・木質化への機運を高めるため、県産材利用の模範となる建築物の表彰を行います。
- ・企業等の県産材利用の構想や取組、県の支援等を定めた建築物木材利用促進協定<sup>※</sup>の締結を通じて、企業等と協働・連携しながら県産材利用に取り組みます。
- ・企業等が新築した建築物において、県産材の炭素貯蔵量などを認定することで、企業等の環境貢献活動における県産材利用を促します。

※ 都市の木造化推進法第15条に基づく協定になります。

- ・木材供給者とのマッチングや木造建築等に係る技術講習会等を通じて、県産材を利用した木造・木質化に取り組む設計者を育成します。
- ・木質建材や木造建築に関する新技術・工法を普及・啓発します。



浜松いわた信用金庫本部・本店（浜松市）  
第5回ふじのくに木使い建築施設表彰最優秀賞



ダイハツ小笠中央(菊川市)  
第5回ふじのくに木使い建築施設表彰優秀賞



企業等と建築物木材利用促進協定を締結



炭素貯蔵建築物認定証

### 3 その他における利用促進

- ・供給者と需要者の連携・協力による森林認証材をはじめとした県産材の販路開拓の具体的な取組を支援します。
- ・県産材を使った家具や玩具などの普及に取り組みます。
- ・木材加工事業者等が行う内装材や外構材、合板・集成材等の各分野のニーズを踏まえた技術開発や高付加価値製品などの開発を支援します。
- ・県ホームページやSNSなどにより、県産材や森林認証材などの情報を発信します。



県産材を活用した家具  
(静岡大学「シズオカ・ルーム」)

## 第4章 県産材の安定的な供給の確保

建築物における県産材利用を促進するためには、その材料となる建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要となります。

このため、森林認証林を含む生産に適した森林における木材生産や流通の最適化、製材・加工体制の整備、JAS製品等の品質の確かな県産材の供給体制の強化等により、県産材の安定供給を促進していく必要があります。

### 1 県産材（丸太）

- ・県産材の安定供給体制の構築に向け、低コスト生産システムの定着や、生産・流通の最適化に取り組みます。
- ・森林認証林の拡大やそこから生産される県産森林認証材の供給のために必要な路網等の整備に取り組みます。
- ・公共土木工事で発生した県産材の利用に取り組みます。



整備された作業道における丸太搬出

### 2 県産材（製品）

- ・品質の確かな県産材を生産する地域の製材・加工工場に対し、木材乾燥機やグレーディングマシン、大径材製材施設などの導入を支援します。
- ・非住宅建築物に求められるJAS製品の供給体制強化のため、製材・加工工場のJAS認証取得を支援します。
- ・地域の製材工場ネットワーク等が行う、建築物件への県産材利用の提案、県内外の営業活動、共同受注などの取組を支援します。



大径材製材施設



JAS製品

#### 【参考】地域の製材工場ネットワーク

本県には、中大規模の木造建築物などの納材に応えるために、製材工場間の水平連携等を強化し、ユーザーのニーズにワンストップで対応する共同受注体制（地域製材ネットワーク）が構築されています。



静岡県木材協同  
組合連合会HP

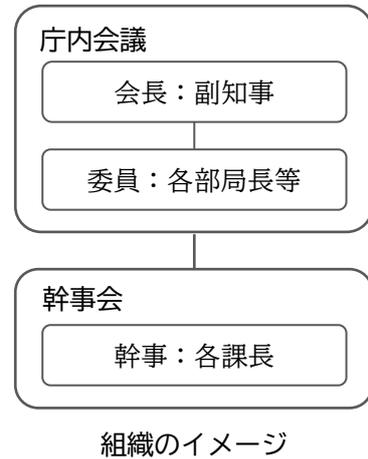
## 第5章 推進体制・進行管理

### 1 推進体制

部局横断組織である「木材需要拡大庁内会議」において、県が実施する公共施設整備及び公共土木工事における県産材の円滑な利用を推進します。

**【参考】木材需要拡大庁内会議**

- 1 根 拠 木材需要拡大庁内会議設置要綱  
(平成13年12月5日制定。資料4参照)
- 2 組 織
  - ・副知事を会長とする部局横断組織
  - ・庁内会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く
- 3 協議事項
  - ・県が実施する事業、調達する備品、その他補助事業等における県産材利用推進に関すること（基本方針の策定、改定等、目標や施策の提言、是正等）
  - ・県産材利用についての普及啓発に関すること
  - ・その他目的の達成に必要な事項



### 2 進行管理

木材需要拡大庁内会議は、毎年度、公共施設整備及び公共土木工事における県産材利用の前年度実績と当年度計画を把握し、公表します（資料5参照）。

スケジュール

区分	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
期間	—————→				-----→
				目標 累計 30,200m <sup>3</sup>	
各部局の取組	→	→	→	→	-----→
実績・計画の 把握・公表		○	○	○	○

## 資料編

## &lt;資料1&gt;

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における  
木材の利用の促進に関する法律（通称「都市<sup>まち</sup>の木造化推進法」）の概要

## I. 趣旨

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会の実現に資するため、国、地方公共団体の責務等を明らかにし、木材利用促進本部<sup>※</sup>が策定する建築物における木材の利用の促進に関する基本方針等について定め、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置等について定める。

※木材利用促進本部：農林水産大臣を本部長、関係大臣（総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣等）本部員として農林水産省に設置

## II. 法律の内容

## 1 定義（第2条）

- (1) この法律における「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) この法律において「公共建築物」とは、次に掲げる建築物をいう。
  - ① 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物
  - ② 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの
- (3) この法律において「木材の利用」とは、建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として国内で生産された木材その他の木材を使用すること（これらの木材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。

## 2 基本理念（第3条）

- (1) 木材の利用の促進は、森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われることにより、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られるものとする。
- (2) 木材は、製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境への負荷の程度が高い資材又は化石資源に代替することにより、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られるものとする。
- (3) 木材の利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を通じて山村その他の地域の経済の活性化に資するものとする。

### 3 国の責務（第4条）

国は、基本理念にのっとり、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。また、木造の建築物に係る建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

### 4 地方公共団体の責務（第5条）

基本理念にのっとり、地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

### 5 事業者、国民の努力（第5、6条）

事業者及び国民は、基本理念にのっとり、木材利用の促進に自ら努めるとともに、国や地方公共団体が行う木材利用の施策に協力するよう努めるものとする。林業、木材産業の事業者は、基本理念にのっとり建築木材等の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

### 6 木材利用促進の日及び木材利用促進月間（第9条）

毎年10月8日を木材利用促進の日、10月の1か月間を木材利用促進月間とし、木材利用の促進について国民の理解を深める。

### 7 基本方針の策定（第10条）

木材利用促進本部は、国が整備する建築物における木材の利用の目標等を内容とする、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならない。

### 8 都道府県における方針の策定（第11条）

- (1) 都道府県知事は、当該都道府県の区域の建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。
- (2) 都道府県方針では、木材利用に係る施策の基本的事項、公共建築物における木材利用の目標、建築用木材の適切かつ安定的な供給確保に関する基本的事項及びその他利用促進に関し必要な事項を定めるものとする。

### 9 市町村における方針の策定（第12条）

- (1) 市町村は、当該市町村の区域の建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。
- (2) 市町村方針では、木材利用に係る施策の基本的事項、公共建築物における木材利用の目標及びその他利用促進に関し必要な事項を定めるものとするほか、建築用木材の適切かつ安定的な供給確保に関する基本的事項を定めることができる。

### 10 建築物における木材利用の促進（第13、14条）

木造建築物の設計・施工に係る先進的な技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性、住宅における木材利用に関する情報提供、住宅における木材利用の促進のための情報提供等に必要な措置を講ずるよう努める。

### 11 建築物木材利用促進協定（第15条）

国、又は地方公共団体及び事業者等は、建築物における木材の利用に関する構想及び国

又は地方公共団体による建築物木材利用促進構想等の達成するための情報の提供などを定めた協定を締結することができる。

#### 12 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保（第 16、17、18 条）

- (1) 国及び地方公共団体は、強度、耐火性に優れた建築用木材の製造技術、製造コストの低廉化技術の開発、普及の促進に必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 木材の製造を業として行う者は、公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等に取り組む計画（木材製造高度化計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。
- (3) 木材製造高度化計画の認定を受けた場合には、林業・木材産業改善資金助成法の特例等の措置を講ずる。

#### 13 公共施設に係る工作物における景観の向上及び癒いやしの醸成のための木材の利用（第 22 条）

国及び地方公共団体は、木材を公共施設の工作物を設置することが、その周囲における良好な景観の形成や利用者等を癒すものであることから、木材を利用したそれらの工作物を設置する者に対する技術的な助言、情報の提供等の援助その他の必要な措置を講ずるよう努める。

#### 14 木質バイオマス製品・木質バイオマスエネルギーの利用（第 23、24 条）

国、及び地方公共団体は、木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努める。

#### 15 表彰（第 31 条）

国及び地方公共団体は、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努める。

### Ⅲ. 施行期日

令和 3 年 10 月 1 日

## &lt;資料2&gt;

## 公共建築物等の木造化・木質化に関する基準

## (目的)

第1 静岡県では、平成13年度に「公共部門での木材の利用推進に関する基本方針」を策定して、全庁的に公共建築物等において木材利用に取り組んでいるところである。

公共建築物等の木造化等を一層推進するため、ここに「公共建築物等の木造化・木質化に関する基準」を定め、各部局の自主的な取組を促進する。

## (用語の定義)

第2 この基準に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 「公共建築物等」とは、次に掲げる建築物をいう。

ア 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条第2項において定める公共建築物

イ 地方公共団体からの補助事業等により整備されるアに掲げる公共建築物以外の建築物

(2) 「建築」とは、公共建築物等の新築、改築及び増築をいう。

(3) 「木造化」とは、建築する施設の主要な構造材(柱・梁・桁)に木材(集成材・LVL・CLTを含む。)を利用することをいう。

(4) 「木質化」とは、建築する施設の内・外装に木材を利用することをいう。

(5) 「県産材」とは、「静岡県産材証明制度要綱」第2条に掲げるものをいう。

(6) 「木質耐火部材等」とは、大臣認定を受けた耐火性能及び準耐火性能を有する木質系の構造部材及び工法を言う。

## (木造化の推進)

第3 公共建築物等の建築にあたっては、建築基準法をはじめとする関係法令や基準等の範囲内で、別表1を基本に木造化を図る。ただし、施設の維持管理、防護防犯、費用対効果等の理由により、木造が適当ではないと判断する場合は、この限りでない。

2 木造が困難な公共建築物等にあっては、木造と他構造との混構造を検討する。

3 木造化に当たっては、別表2を参考にするとともに、劣化対策や維持管理・更新の容易性の確保に配慮する。

## (木質化の推進)

第4 内・外装において建築基準法に照らして木材の使用が可能な部分(床、壁、天井及び窓枠等)は、別表2を参考に、積極的に木質化を図る。

## (新たな木質部材の活用)

第5 木造化や木質化に当たっては、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組む。

## (県産材の使用)

第6 使用する木材は、県産材を基本とする。

## 附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 公共建築物等の木造化に関する基準

公共建築物等は、下表のとおり建築物の用途、階数、規模毎に木造化を図る。

建築物の用途		建築基準法別表第 1	建築物の階数	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）	
				3,000 m <sup>2</sup> 以下	3,000 m <sup>2</sup> 超
集会	集会場、公会堂、劇場等	(一)項	2階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup> (客席の床面積の合計が 200 m <sup>2</sup> 以上の場合)
			1階建		
居住	県営住宅、職員住宅、寄宿舎等	(二)項	3階建	木造化を検討する。 <sup>※2</sup>	
			2階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup> (2階部分の床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上の場合)
			1階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup>
医療福祉 ※3 宿泊	児童・老人・社会福祉施設、病院、宿泊施設等	(二)項	2階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup> (2階部分の床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以上の場合)
			1階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup>
教育	学校、図書館、美術館、体育館、スポーツ施設等	(三)項	3階建	木造化を検討する。 <sup>※2</sup>	
			2階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup> (2,000 m <sup>2</sup> 以上の場合)
			1階建		
観光	物品販売所、飲食店、観光施設、公衆浴場等	(四)項	2階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup> (2階部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上の場合)
			1階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup>
倉庫		(五)項	2階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup> (延べ面積が 1,500 m <sup>2</sup> 以上の場合)
			1階建		
自動車車庫		(六)項	2階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup> (延べ面積が 150 m <sup>2</sup> 以上の場合)
			1階建		
上記以外のすべて (庁舎、事務所、研究所等)			3階建	木造化する。 <sup>※1</sup>	木造化を検討する。 <sup>※2</sup>
			2階建		
			1階建		

(注意) 表中の建築物の用途等に関する用語の定義や木造化に関する耐火性能等の基準や規制は全て建築基準法による。

※1 「木造化する。」のうち 1,000 m<sup>2</sup>超の建築物は、建築基準法第 26 条の規定に適合させる(床

面積 1,000 m<sup>2</sup>以内ごとに防火壁の設置等)。

- ※2 「木造化を検討する。」建築物は、準耐火建築物若しくは燃えしろ設計等による建築物又は耐火建築物が要求される。

検討に当たっては、木質耐火部材等の活用を考慮する。

また、以下の場合に大断面木材などを活用して耐火性の高い材料で被覆する等の措置によらずに準耐火構造等にできることとする。

- ① 延べ面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超える大規模な建築物について、火災の拡大を 3,000 m<sup>2</sup>以内に抑えるために必要な性能を有する壁等を設けた場合[建築基準法第 21 条]  
 ② 3 階建ての学校等について、天井の不燃化又は庇・バルコニーの設置など、区画を超えた早期の延焼を防止する措置を講じた場合[建築基準法第 27 条]
- ※3 福祉施設は、建築基準法別表第 1 第(二)項に該当する建築物をいう。  
 具体的には、児童福祉施設(保育所や助産施設)、老人福祉施設(老人デイサービスセンターや特別養護老人ホーム)、社会福祉施設等をいう。

(上記基準の適用除外)

防火地域若しくは準防火地域に指定された地域で、下表に掲げる規模の建築物を建築する場合は、上表によらず、別途木造化を検討すること。

	防火地域の場合	準防火地域の場合
耐火建築物 又は 延焼防止建築物 <sup>※1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数 3 以上の建築物(面積は問わない)となる場合</li> <li>・階数 2 以下、延べ面積 100 m<sup>2</sup>超の建築物となる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数 4 以上の建築物(面積を問わない)となる場合</li> <li>・階数 3 以下、延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>超の建築物となる場合</li> </ul>
準耐火建築物 又は 準延焼防止建築物 <sup>※2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数 2 以下で延べ面積 100 m<sup>2</sup>以下の建築物となる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・階数 3 で延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>以下の建築物となる場合</li> <li>・階数 2 以下で延べ面積 500 m<sup>2</sup>を超え 1,500 m<sup>2</sup>以下の建築物となる場合</li> </ul>

※1 建築基準法施行令第 136 条の 2 第(一)項口に規定する建築物

※2 建築基準法施行令第 136 条の 2 第(二)項口に規定する建築物

(参考) 建築基準法における耐火建築物と準耐火建築物の概要

耐火建築物	準耐火建築物
耐火建築物にするには、 1 主要構造部を耐火構造にする。 2 耐火性能検証法等により火災が終了するまで耐えられるようにする。 のいずれかにする必要があり、かつ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を設置する必要がある。	準耐火建築物にするには、 1 主要構造部を準耐火構造にする。 2 外壁を耐火構造にする。 3 主要構造部を不燃材料にする。 のいずれかにする必要があり、かつ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を設置する必要がある。
木材を使った耐火建築物にするには、一般的には、1 の主要構造部を耐火構造にすることにより火災が終了するまで耐えられるようにする方法を採用する。  具体的には、木質耐火部材等を活用することで、耐火構造としての性能を確保する。	木材を使った準耐火建築物にするには、一般的には、1 の主要構造部を準耐火構造する方法を採用する。  具体的には、次のことである。 ・主要構造部分において、石膏ボード等の不燃材料・準不燃材料で防火被覆して木材を使用する。 ・柱及び梁については「燃えしろ設計」を用いる(石膏ボード等の防火被覆を用いずに木のあらわしを見せたまま木材を使った準耐火構造とすることも可能)。

別表2 単位床面積当たりの木材利用量の目安

公共施設整備のうち、公共建築物等は、建築棟数の増減が県産材の利用量に大きく影響します。そこで、単位床面積当たりの木材利用の目安を設定することで、より県産材の利用を確実なものとします。

なお、この数値は、木造化は平均的な木材の使用量とし、木質化は床と腰壁に木材を使用すると想定して設定しています。

区 分		木材利用量
構造の木造化		0.20 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>
内装等の木質化	3,000 m <sup>2</sup> 以下	0.02 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>
	3,000 m <sup>2</sup> を越える	0.01 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>

## &lt;資料3&gt;

## 合法性の確保された木材について

森林破壊や生物多様性の損失、木材価格の不正競争などを引き起こす違法伐採について、その対応の機運が国際的に高まり、国内では、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考えのもと、平成18年から、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、政府調達においては合法性が証明された木材が調達されることになりました。

さらに、このような取組を民間の調達にまで拡大する仕組みとして、平成28年に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）が制定されました。

これら2つの法律に基づき、県産材の利用に当たっては、合法性が確保された木材を利用することが求められています。

## 1 グリーン購入法

## (1) 法の概要

グリーン購入法は、国や地方公共団体等の公的機関が、環境負荷の少ない物品やサービス（以下「環境物品等」という。）を優先的に調達することによって、環境物品等への需要に転換し、持続可能な社会を構築することを目的とした法律になります。

対象となる環境物品等は、事務用品や設備機器、建築資材、エネルギーなど多岐にわたり、合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品もその一つとなります。

## (2) 木材・木材製品の合法性等の証明

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月 林野庁）によれば、「合法性」とは、伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものと定義されています。

当ガイドラインでは、合法性等の証明方法として、森林認証制度や業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法等が示されており、県内では、静岡県木材協同組合連合会及び静岡県森林組合連合会が自主的行動規範を制定し、グリーン購入法に基づく合法性等を証明する制度を運用しています。

ただし、これらの合法性の証明は、産地を証明するものではないため、静岡県木材協同組合連合会が運営する県産材証明制度などと併用することで、合法性が証明された県産材として確認することができます。

## (3) 県における対応

グリーン購入法第4条に地方公共団体等の責務が規定されており、県は、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとされています。

本県では、「静岡県環境物品調達に関する基本方針」を策定し、県が重点的に調達すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）とその判断基準を定め、環境物品等の調達を推進しています。この特定調達品目に該当する木材及び木材製品については、

その原材料が合法伐採木材であることを調達判断基準としています。

また、本基本方針には公共工事の取扱いが規定されており、公共部門が実施する工事においても、木材を含む環境物品等の積極的な調達を推進しています。

#### (4) 事業者及び国民の責務

グリーン購入法第5条には、事業者及び国民の責務として、物品の購入等においては、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとされています。

## 2 クリーンウッド法

### (1) 法の概要

クリーンウッド法は、法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材等の流通及び利用を促進することを目的とした法律になります。

法律の対象となる物品は、素材や製材などの木材のほか、建材や家具、パルプ紙等の木材を主たる原料とする製品であり、これらを取り扱う事業者の義務や、国及び事業者等が取り組むべき措置等を定めています。

### (2) 合法伐採木材等の定義

クリーンウッド法では、日本又原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品を「合法伐採木材等」と定義しています。

### (3) 木材関連事業者の義務と役割

クリーンウッド法では、木材等の加工・製造・譲渡し等を行う者を「木材関連事業者」として定義しています。このため、原木市場や製材工場のほか、木材を扱う流通事業者や建築事業者なども木材関連事業者に位置付けられます。

この木材関連事業者のうち、国内市場に最初に木材等を供給する者は「第1種木材関連事業者」とされ、取り扱う木材等の原材料情報を収集・整理し、その合法性を確認した上で記録することなどが義務付けられています。

木材関連事業者は、木材等の合法性を確認するとともに、合法伐採木材等の利用に努めることで、違法に伐採された木材の流通を抑止していく役割を担っています。

項目	グリーン購入法	クリーンウッド法
目的	国等が環境負荷の少ない物品等の調達を推進することで需要を喚起し、持続可能な社会の形成を促進	違法伐採木材の流通を抑制し、合法的に伐採された木材の流通及び利用を促進することで、環境の保全に貢献
対象者	国・地方公共団体などの公共機関	主に木材関連事業者
対象物品	事務用品、設備機器、建築資材、エネルギーなど幅広い製品やサービス	木材及び木材製品
その他	・環境省が所管 ・特定調達品目の一つとして木材や木材製品がある	・林野庁が所管 ・木材そのものの「合法性」に焦点を当て、サプライチェーン全体で違法木材を抑止する仕組みを構築

## &lt;資料4&gt;

## 木材需要拡大庁内会議設置要綱

制 定 平成13年12月5日

最終改正 令和7年4月1日

## (目 的)

第1条 県が実施する公共施設の建設、公共土木工事、庁内物品等の調達における、県産材の円滑な利用を推進するとともに、市町や民間における県産材の利用を促進するため、木材需要拡大庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置します。

## (協議事項)

第2条 庁内会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 県が実施する事業、調達する備品、その他補助事業等における県産材利用推進に関すること。
  - ア 基本方針の策定、改定等に関すること。
  - イ 目標や施策の提言、是正等に関すること。
- (2) 公共施設の木造化、木質化の推進に関すること。
- (3) 公共土木工事等での間伐材の利用推進に関すること。
- (4) 県産材利用についての普及啓発に関すること。
- (5) その他目的の達成に必要な事項

## (組 織)

第3条 庁内会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聞くことができる。

## (職 務)

第4条 会長は、庁内会議の事務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

## (庁内会議)

第5条 庁内会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

## (幹事会)

第6条 庁内会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、林業振興課長が主宰し、必要に応じて招集する。

## (庶 務)

第7条 庁内会議の庶務は、経済産業部森林・林業局林業振興課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

別表1 (庁内会議)

役員名	職名
会 長	副知事
副 会 長	農林水産統括部長
委 員	企画部長
//	総務部長
//	財務部長
//	危機管理部長兼危機管理監代理
//	くらし・環境部長
//	スポーツ・文化観光部長
//	健康福祉部長
//	経済産業部理事 (林業・森林保全担当)
//	交通基盤部長
//	出納局長
//	企業局長
//	教育部長
//	警察本部総務部長

別表2 (幹事会)

所 属	職 名
企画部	1○企画課長
総務部	2 広聴広報課長 3○地域振興課長
財務部	4 総務課長 5○建築企画課長 6 建築工事課長
危機管理部	7○危機政策課長
くらし・環境部	8○公営住宅課長 9 環境ふれあい課長 10 住まいづくり課長
スポーツ・ 文化観光部	11○企画経理課長 12 文化政策課長 13 観光政策課長 14 空港管理課長
健康福祉部	15○福祉指導課長 16 こども未来課長 17 障害者政策課長 18 医療政策課長
経済産業部	19 商工振興課長 20 農業戦略課長 21 農地整備課長 22○林業振興課長 23 水産資源課長
交通基盤部	24○技術調査課長 25 道路企画課長 26 河川海岸整備課長 27 港湾企画課長 28 都市計画課長
出納局	29○用度課長
企業局	30○水道企画課長
教育委員会	31○教育施設課長
警察本部	32○施設課長

※ ○：部局代表幹事課

## &lt;資料5&gt;

## 本県のこれまでの取組

本県では、公共部門において県産材利用の推進を図るため、平成13年度に副知事、教育長、警察本部長及び部局長で構成する木材需要拡大庁内会議を設置しました。

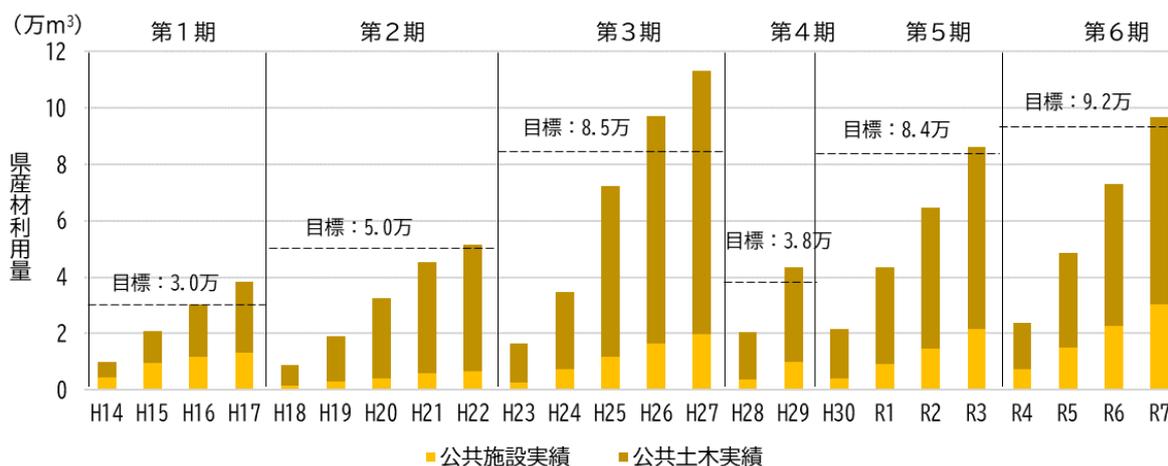
この庁内会議では、平成14年度に「公共部門での木材の利用推進に関する基本方針」を策定し、以後、第6期の「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」まで、全庁をあげて公共部門（公共施設整備、公共土木工事）における県産材の利用に取り組んできました。

その結果、第1期から第5期の利用目標を達成するとともに、第6期についても目標を達成する見込みです。

## 過去のプランと利用実績

期	名称	期間	利用目標	利用実績
第1期	公共部門での木材の利用推進に関する基本方針	H14～18	30,000 m <sup>3</sup>	38,537 m <sup>3</sup>
第2期	しずおか木使い推進プラン	H18～22	50,000 m <sup>3</sup>	51,348 m <sup>3</sup>
第3期	“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン	H23～27	85,000 m <sup>3</sup>	115,282 m <sup>3</sup>
第4期	“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン	H28～32(29)	38,000 m <sup>3</sup>	41,851 m <sup>3</sup>
第5期	“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン	H30～R3	84,000 m <sup>3</sup>	86,239 m <sup>3</sup>
第6期	“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン	R4～7	92,000 m <sup>3</sup>	97,197 m <sup>3</sup> (見込み)

(注) 第1期の利用実績は平成14～17年度の累計の実績値で、1年前倒しで目標を達成。第4期の利用目標は、2年間の目標値



## 公共部門における県産材利用量の目標と実績

(注) 県産材利用量は期ごとに累積の値



静岡県は、森林の整備に繋がる木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育む「森の国・木の街」づくりに取り組めます。

木材需要拡大庁内会議事務局  
(静岡県経済産業部森林・林業局林業振興課)

住 所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6  
電話番号：054-221-2612

しずおかの木の魅力を知りたい方や  
県産材の活用に興味がある方はこちら



しずおか  
木使いネット